

豊中市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱  
(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)

(目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、事業者（第6条でいう事業者。以下同じ。）が行う、大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（以下「大阪府交付要綱」という。）に規定する次条の補助対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助する補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、豊中市が作成した施設整備・施設開設準備・定期借地権利用・ユニット化改修等・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策・介護職員の宿舎施設整備計画（第6条でいう施設整備・施設開設準備・定期借地権利用・ユニット化改修等・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策・介護職員の宿舎施設整備計画）に基づいて実施する、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域密着型サービス等整備補助事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
- (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
- (6) 介護職員の宿舎施設整備事業

(補助対象施設)

第3条 地域密着型サービス等施設整備補助事業の補助対象施設は、別表1の第1欄に定める施設等とする。

- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助対象施設は、別表2の第1欄に定める施設等とする。
- 3 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助対象施設は、別表3の第1欄に定める施設等とする。
- 4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助対象施設は、別表4の第1欄に定める施設等とする。
- 5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助対象施設は、別表6の第1欄に定める施設等とする。
- 6 介護職員の宿舎施設整備事業の補助対象施設は、別表7の第1欄に定める施設等とする。

(補助対象事業費)

第4条 地域密着型サービス等施設整備補助事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業の補助対象となる経費を「補助対象事業費」という。

- 2 地域密着型サービス等施設整備補助事業の補助対象事業費は、別表1の第1欄の対象施設等の区分に応じ、当該第4欄に定めるものとする。

- 3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助対象事業費は、別表2の第1欄の対象施設等の区分に応じ、当該第4欄に定めるものとする。
- 4 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助対象事業費は、別表3の第1欄の対象施設等の区分に応じ、当該第4欄に定めるものとする。
- 5 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助対象事業費は、別表4の第1欄の対象区分に応じ、当該第4欄に定めるものとする。
- 6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助対象事業費は、別表6の第1欄の対象区分に応じ、当該第4欄に定めるものとする。
- 7 介護職員の宿舍施設整備事業の補助対象事業費は、別表7の第1欄の対象区分に応じ、当該第4欄に定めるものとする。
- 8 第2項から第7項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については補助対象としない。
  - (1) 既実施している事業に要する費用
  - (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
  - (3) 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する費用
  - (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
  - (5) 既存建物の買収に要する費用(依存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合を除く。)
  - (6) 賃貸建物の改修等に要する費用(市長が認める場合を除く。)
  - (7) その他施設等整備として適当とは認められない費用
- 9 前項第4号の規定にかかわらず、前条第7項の事業については、職員の宿舍施設及びそれに伴う必要な整備に要する費用も補助対象とする。

(補助金の額)

- 第5条 地域密着型サービス等施設整備補助事業の補助金の額は、別表1の第1欄の対象施設等の区分に応じ、当該各第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位を乗じた額(補助基準額)の合計額と、第5欄に定める対象経費(補助対象事業費)を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額(実支出額)の合計額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助金の額は、別表2の第1欄の対象施設等の区分に応じ、当該各第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位を乗じた額(補助基準額)の合計額と、第4欄に定める対象経費(補助対象事業費)を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(実支出額)の合計額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - 3 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助金の額は、別表3の第1欄の対象施設等の区分に応じ、当該各第2欄に定める配分基準に第3欄に定める補助率を乗じた額(補助基準額)の合計額と、第4欄に定める対象経費(補助対象事業費)を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(実支出額)の合計額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - 4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助金の額は、別表4の第1欄

の対象区分に応じ、当該各第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位を乗じた額（補助基準額）の合計額と、第4欄に定める対象経費（補助対象事業費）を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（実支出額）の合計額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 第1項及び前項の事業について、別表5の1. 区分の欄に掲げる場合において同表の2. 対象施設の種類の欄に掲げる施設を整備するときは、同表の3. 加算額の欄に定める額を、別表1及び別表4の2. 配分基礎単価の欄に掲げる額にそれぞれ加算するものとする。
- 6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助金の額は、別表6の第1欄の対象区分に応じ、当該各第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位を乗じた額（補助基準額）の合計額と、第4欄に定める対象経費（補助対象事業費）を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（実支出額）の合計額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 7 介護職員の宿舍施設整備事業の補助金の額は、別表7の第1欄の対象区分に応じ、当該各第2欄に定める配分基準に第3欄に定める補助率を乗じた額（補助基準額）の合計額と、第4欄に定める対象経費（補助対象事業費）を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（実支出額）の合計額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（整備計画の採択と補助金交付の条件）

第6条 補助金は、大阪府交付要綱に基づいて豊中市が大阪府知事に提出する施設整備・施設開設準備・定期借地権利用・ユニット化改修等・新型コロナウイルス感染拡大防止対策・宿舍施設整備事業計画が採択され、豊中市に対し補助金の交付が決定された場合又は交付されることが確実な場合であって、計画に係る事業（以下「補助事業」という。）を行う者として市長が認めた事業者（ただし、法人に限る。）に対し、次の各号に掲げる条件を付して交付する。

- （1）補助事業のうち、次の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 補助対象事業費の算定の基礎となった設備・備品等の移動又は処分（本来用途で使用する通信機器類の設置場所変更を除く。）
  - エ 入所・利用定員
- （2）補助事業を中止し又は廃止する場合（一部の中止又は廃止を含む。）には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

また、既存の建物等を賃借し、改修等する場合について補助を受けるときの、補助対象施設の廃止も同様とする。この場合、その後の建物の利用や賃貸借契約の内容の如何にかかわらず、建物の賃借人である補助事業者が、補助金の返還を行うこととする。

- (5) 前号において定める期間の経過以前に、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄した場合は、補助金の返還を求められることがある。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式12）により市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (11) 事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (12) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わすことを承諾してはならない。
- (13) 事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (14) 定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には、土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業対象者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。土地所有者より前記の返還があった場合には、市長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市に返還しなければならない。なお、事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、事業者は、返還額の全部又は一部を市に納付しなければならない。普通借地権契約についても同様とする。

(15) 事業者は、この補助金の補助対象経費と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(16) 前各号の条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金を市に納付させることがあること。

(17) 事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式14）により、速やかに市長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（補助金の申込手続）

第7条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申込書（様式1）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助を受けようとする事業者は、要件確認申立書（様式13）を提出するものとする。

（補助金の変更申込手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、事業の内容を変更（軽微なものを除く）しようとするときは、補助金変更承認申込書（様式2）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により、事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助金中止（廃止）承認申込書（様式3）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第7条の補助金交付申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定をし、当該交付の決定内容及び交付の条件を補助金交付決定通知書（様式4）により、事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 事業者は、第2条第1号、第4号、第5号及び第6号の補助事業に係る工事に着手したときは、着手の日から7日以内に着手届（様式5）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、補助事業の事業期間が複数年度にわたる場合は、その年度ごとに当該補助事業の実施の状況について、市長に報告しなければならない。

3 事業者は、補助事業の実施の状況について、市長から指示があった場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに事業実績報告書（様式6）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する事業実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類の審査及び実地調査により、当該報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式7）により事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による通知を受けた事業者から、補助金交付請求書（様式8）により補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、第11条から前条までの規定にかかわらず、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、当該補助事業の完了前においても、第9条の規定により決定した補助金交付額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする事業者は、補助金概算払申込書（様式9）に補助事業の実施の状況に関する報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（概算払の決定）

第15条 市長は、事業者から前条第2項の申込書の提出があったときは、当該申込に係る書類の審査及び実地調査により、当該申込に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、概算払により補助金を交付すべき時期及び金額を決定し、補助金概算払決定通知書（様式10）により当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた事業者から、補助金概算払請求書（様式11）により補助金の概算払の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前項により決定する交付すべき時期に補助金を概算払により交付するものとする。

（精算）

第16条 市長は、第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、前条第2項の規定により既に交付した補助金の額が当該確定した補助金の額を超えるときは、事業者に対し期限を定めてその超える部分に相当する額の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助事業の変更、中止又は廃止をしたとき。
- （2） 第6条各号の交付の条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(5) 正当な理由がなく、状況報告若しくは実績報告を行わず、又は立入調査に応じないとき。

(6) 正当な理由がなく、補助事業に着手せず、又は当該補助事業を完了しないとき。

(7) その他市長が補助金の交付決定の取消しが妥当と認めたとき。

2 市長は、前項により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、事業者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(立入調査)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は市職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)6月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)8月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年)8月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)8月22日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)12月1日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)11月1日から施行し、同年4月1日より適用する。

別表1 補助対象施設・事業及び配分基礎単価（地域密着型サービス等整備等補助事業）

1. 対象施設等	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
① 地域密着型サービス等の整備			<p>市町村等の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
小規模な介護医療院	61,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	36,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	
介護予防拠点	9,710 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	
生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,300 千円	整備床数	
施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	



介護施設等の合築等		
第3条第1項各号に掲げる施設等との合築・併設	合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に1.05を乗じた額	整備床数又は施設数
② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,230 千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
③ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外
介護老人保健施設	61,000 千円	施設数
介護医療院	61,000 千円	施設数
養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外

注1 「認知症対応型デイサービスセンター」、「介護予防拠点」、「地域包括支援センター」、「生活支援ハウス」及び「緊急ショートステイの整備」は、在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

注2 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

別表2 補助対象施設及び配分基礎単価（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1. 対象施設等	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
① 定員 30 人以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,580 千円	施設数	
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
② 定員 29 人以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	15,300 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム	458 千円	定員数	
施設内保育施設	4,580 千円		施設数

③ 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅</li> </ul>	239 千円	定員数 (転換前床数)

注1 対象施設等の①の「訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)」及び③の全ての施設は、在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

別表3 補助対象施設及び配分基準（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

1. 対象施設等	2. 配分基準	3. 補助率	4. 対象経費												
<b>【本体施設】</b>															
<p>① 定員 30 人以上の広域型施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td rowspan="6" style="width: 20%; vertical-align: top;">当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等知事が定める合理的な方法による額）の2分の1</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	介護老人保健施設	介護医療院	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	養護老人ホーム	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等知事が定める合理的な方法による額）の2分の1														
介護老人保健施設															
介護医療院															
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）															
養護老人ホーム															
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）															
<p>② 定員 29 人以下の地域密着型施設等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td rowspan="12" style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>小規模な介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>小規模な介護医療院</td> </tr> <tr> <td>小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>都市型軽費老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模な養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>施設内保育施設</td> </tr> <tr> <td>小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> </tr> </table>	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		小規模な介護老人保健施設	小規模な介護医療院	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	都市型軽費老人ホーム	小規模な養護老人ホーム	施設内保育施設	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室															
小規模な介護老人保健施設															
小規模な介護医療院															
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）															
認知症高齢者グループホーム															
小規模多機能型居宅介護事業所															
看護小規模多機能型居宅介護事業所															
都市型軽費老人ホーム															
小規模な養護老人ホーム															
施設内保育施設															
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）															

【合築・併設施設】			
定員 29 人以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

別表4 補助対象施設及び配分基準単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

1. 区分	2. 配分基準単価	3. 単位	4. 対象経費							
<p>① 既存施設のユニット化改修</p> <table border="1" data-bbox="261 472 1141 663"> <tr> <td data-bbox="261 472 721 566">「個室 → ユニット化」改修</td> <td data-bbox="721 472 940 566">1,300 千円</td> <td data-bbox="940 472 1141 663" rowspan="2">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 566 721 663">「多床室 → ユニット化」改修</td> <td data-bbox="721 566 940 663">2,600 千円</td> </tr> </table> <p>ア 特別養護老人ホームのユニット化                      イ 介護老人保健施設のユニット化                      ウ 介護医療院のユニット化                      エ 介護療養型医療施設を改修して介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院又は認知症高齢者グループホームに転換される施設のユニット化</p>			「個室 → ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数	「多床室 → ユニット化」改修	2,600 千円	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>		
「個室 → ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数								
「多床室 → ユニット化」改修	2,600 千円									
<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修</p>	800 千円	整備床数								
<p>③ 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費</p> <table border="1" data-bbox="261 1377 1141 2049"> <tr> <td data-bbox="261 1377 721 1563"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul> </td> <td data-bbox="721 1377 940 1563">創設 2,440 千円</td> <td data-bbox="940 1377 1141 2049" rowspan="3">転換前床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1563 721 1798"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul> </td> <td data-bbox="721 1563 940 1798">改築 3,020 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1798 721 2049"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅</li> </ul> </td> <td data-bbox="721 1798 940 2049">改修 1,220 千円</td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul>	創設 2,440 千円	転換前床数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	改築 3,020 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅</li> </ul>	改修 1,220 千円	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul>	創設 2,440 千円	転換前床数								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	改築 3,020 千円									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅</li> </ul>	改修 1,220 千円									

④ 介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需要費（修繕料）、使用料及び賃貸料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
特別養護老人ホーム	3,820 千円	施設数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの）			

注1 いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

注2 在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

別表5 別表1及び別表4の「2. 配分基礎単価」の加算措置

1. 区分	2. 対象施設の種類	3. 加算額
<p>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	<p>0.10 を乗じて得た額</p>
<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	<p>0.30 を乗じて得た額</p>
<p>地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	<p>0.30 を乗じて得た額</p>
<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される事業のうち、同項第4号の規定により政令で定める施設(取壊し費用を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	<p>0.32 を乗じて得た額</p>



別表6 配分基礎単価（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

1. 区分	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	4,710 千円	知事が認める台数（定員数を上限とする）	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090 千円	1 か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540 千円	1 か所	
家族面会室の整備等経費支援	3,820 千円	施設・事業所	

<p>③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p>	<p>1,070 千円</p>	<p>整備 床数</p>	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--------------------------------------	-----------------	------------------	---

注1 いずれの介護施設等も、定員規模は問わない

注2 在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

別表7 補助対象施設及び配分基準（介護職員の宿舎施設整備事業）

1. 区分	2. 配分基準	3. 補助率	4. 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
特別養護老人ホーム	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			

注 いずれの介護施設等も、定員規模は問わない